

令和 8 年

上砂川町議会会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和8年第2回定例会

第 1 号（6月17日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
副町長の（株）上砂川振興公社令和7年度営業報告・決算報告並びに令和8年度事業計画報告	5
例月出納検査結果報告（2・3・4・5月分）	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
報告第 2 号 専決処分報告について「令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」 （承認）	7
報告第 3 号 繰越明許費の報告について「令和7年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 （承認）	9
同意第 3 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて（同意）	10
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（決定）	11
議案第27号 財産の取得について（原案可決）	11
議案第28号 はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事請負契約締結について （原案可決）	13
議案第29号 町道鶉下鶉線道路横断管改修工事請負契約締結について（原案可決）	14
議案第30号 令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事請負契約締結につ いて（原案可決）	15
町政執行方針	17
教育行政執行方針	25
議案第31号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）	30
議案第32号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）	34
議案第33号 令和8年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）	35
休会について	37

散会の宣告	37
-------	----

第 2 号（6月19日）

議事日程	39
会議録署名議員	39
開議の宣告	40
会議録署名議員指名について	40
町政執行方針に対する質疑	40
石田 浩二	40
町長 奥山 光一	41
小澤 一文	41
町長 奥山 光一	42
教育行政執行方針に対する質疑	43
一般質問	43
吉川 洋	43
企画課長 山崎 数浩	44
笹木 笑子	45
建設環境課長 内野 博之	46
町長 奥山 光一	46
小澤 一文	47
副町長 鷺尾 仁志	48
町長 奥山 光一	48
議案第31号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）（原案可決）	49
議案第32号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）（原案可決）	49
議案第33号 令和8年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決）	49
調査第2号 所管事務調査について（許可）	50
派遣第1号 議員派遣承認について（承認）	50
追加日程について	50
意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化 を求める意見書（原案可決）	51
意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（原案可決）	52
意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（原案可決）	54
閉会の宣告	56

出 席 議 員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
1	石 田 浩 二	○	○
2	藏 根 高 史	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長 総 務 課 長	鷺 尾 仁 志	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	谷 禎 規	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○	○
住 民 課 長	佐 藤 利 哉	○	○
会 計 管 理 者	浅 利 基 行	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 定	
		6.17	6.19
議 会 事 務 局 長	谷 禎 規	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○

令和 8 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会

午後 1 時 2 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

6 月 1 7 日～6 月 1 9 日

3 日間

第 3 諸般の報告

1）議会政務報告

2）（株）上砂川振興公社令和 7 年度営業報告・決算報告並びに令和 8 年度事業計画報告（副町長）

3）例月出納検査結果報告（2・3・4・5 月分）

第 4 町長行政報告

第 5 教育長教育行政報告

第 6 報告第 2 号 専決処分報告について「令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）」

第 7 報告第 3 号 繰越明許費の報告について「令和 7 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」

第 8 同意第 3 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

※ 同意第 3 号は、即決とする。

第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 諮問第 1 号は、即決とする。

第 1 0 議案第 2 7 号 財産の取得について

第 1 1 議案第 2 8 号 はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事請負契約締結について

第 1 2 議案第 2 9 号 町道鶯下鶯線道路横断管改修工事請負契約締結について

第 1 3 議案第 3 0 号 令和 8 年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事請負契約締結について

※ 議案第 2 7 号～第 3 0 号は、質疑・討論・採決とする。

第 1 4 町政執行方針

第 1 5 教育行政執行方針

第 16 議案第 31 号 令和 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）

第 17 議案第 32 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 18 議案第 33 号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

※ 議案第 31 号～第 33 号は、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次に、株式会社上砂川振興公社令和7年度営業報告・決算報告並びに令和8年度事業計画報告について報告を求めます。鷲尾副町長。

○副町長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の令和7年度営業報告・決算報告並びに令和8年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1 ページ中段の表をご参照願います。令和 7 年度の決算は、収入では日帰り入館者及び宿泊者の増に伴う利用収益の向上に加え、町からのボイラー施設改修助成金などにより前年対比18.8%、2,558万8,000円増の1億6,167万4,000円となりました。一方、支出につきましてはボイラー更新による燃費向上効果や消耗品の節減はあったものの、ボイラー改修事業の実施に伴う経費の増との相殺により前年度比9.4%、1,389万5,000円増の1億6,150万3,000円、差引き17万1,000円の経常利益から法人税1万8,000円を差し引いた9,000円が当期純損失となり、12ページの株主資本等変動計算書の中段にあります利益剰余金の累積利益である当期首残高マイナス399万2,000円から9,000円を減じたマイナス400万1,000円が当期末残高となります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1 ページ下段から2 ページ上段に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、2 ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数はスタンプデーやプレミアム回数券キャンペーンの実施、また近隣施設の休館に伴う集客に加え、旅行雑誌への掲載等の効果により前年度比3.7%、3,762人増の10万5,345人となりました。宿泊客数につきましても工事関係者の長期滞在や宿泊宴会の増加により前年対比18.9%、826人増の5,200人となり、これらを合わせました総入り込み客数は前年度比4.3%、4,588人増の11万545人となりました。

なお、2 の各実施事業の状況につきましては、(1) の健康の里づくり事業から(4) の宿泊客対策までまとめており、5 ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7 ページには施設の利用状況、また8 ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、令和8年度の事業計画についてご説明いたしますので、14ページを御覧ください。基本方針であります、中東情勢の影響による原油価格の高騰や継続的な物価高騰など、令和8年度においても依然として厳しい経営環境にありますが、収益安定化を図るため宿泊料や宴会料金等の適正化を進めるとともに従業員の意識改革とサービス向上、さらには誘客施策の強化に努めてまいります。

また、今期より管理運営を受託いたしました上砂川シェアハウスとの連携による相乗効果も図り、年間入館者数12万1,000人、利用収益1億490万円を目標に掲げ営業努力を継続してまいります。

次に、2 の部門別事業計画であります、(1) の日帰り入浴部門から(5)、特産品開発販売部門まで目標達成に向けた取組方針をまとめてありますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、3 の事業予算であります、17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。まず、収入につきましては、入館料、宿泊料、売店、食堂等の営業収益1億490万円に各種補助金やシェアハウス管理運営等の委託料を含む営業外収益2,830万円を加え、総額1億

3,320万円としたところであります。

次に、支出でございますが、人件費、福利厚生費として5,401万円、燃料費1,950万円、光熱水費1,700万円、仕入れ1,500万円に加え、新たに受託いたしましたシェアハウスの管理費等を含め総額1億3,310万円を計上し、差引き10万円の経常利益を確保する収支予算となっております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。振興公社にあつては依然として厳しい経営環境にありますことから、健全運営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の2月、3月、4月、5月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和8年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和8年第1回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、報告第2号 専決処分報告について「令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」について補正理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決処分。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）。

別紙のとおりでございます。

補正理由といたしましては、地方消費税交付金、地方交付税の歳入増額と繰入金の歳入減額による歳入予算について補正し、併せて地域医療確保対策助成金と教育施設整備基金への積立金による歳出予算の補正をするものであること。

それでは、別紙予算書本文を御覧願います。報告第2号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,460万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾副町長。

○副町長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、7款地方消費税交付金1,000万円の追加で、8,010万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

10款地方交付税2,520万円の追加で、20億3,277万5,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

18款繰入金2,000万円の減額で、1億3,450万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が1,520万円の追加で、38億1,460万円となります。

2、歳出、4款衛生費20万円の追加で、2億1,667万7,000円となります。

1項保健衛生費20万円の追加で、1億3,117万4,000円となります。

10款教育費1,500万円の追加で、2億9,999万8,000円となります。

1項教育総務費1,500万円の追加で、1億5,628万8,000円となります。

歳出合計が1,520万円の追加で、38億1,460万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、4款1項1目保健衛生総務費20万円の追加は、概算払いを行った地域医療確保対策助成金の精算分であります。

10款1項2目事務局費1,500万円の追加は、教育施設整備基金に積立てをするものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、7款1項1目地方消費税交付金1,000万円の追加と10款1項1目地方交付税2,520万円の追加は、いずれも交付決定による精査であります。

18款1項1目基金繰入金2,000万円の減額は、産業振興基金繰入金で一般財源の確保に伴う精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）」は、報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、報告第3号 繰越明許費の報告について「令和7年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 繰越明許費の報告について「令和7年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について報告理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費にかかる歳出予算を次のとおり令和8年度へ繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾副町長。

○副町長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、報告第3号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、本年3月定例会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で令和8年度へ繰り越しましたので、報告するものであります。

水道料金・下水道使用料減免事業につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行う事業で、本年4月から6月まで3か月分に係る基本料金の免除を行っていることから、令和8年度に繰り越したものであります。

次に、高機能消防指令システム整備事業につきましては、システムメーカーの人的要因によりまして整備業務が遅延したことから、令和8年度に繰り越したものであります。

それでは、本文に参ります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、水道料金・下水道使用料減免事業、金額1,290万円、翌年度繰越額1,290万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金1,000万円、地方債、その他、一般財源290万円。

9款消防費、1項消防費、事業名、高機能消防指令システム整備事業、金額3,831万3,000円、翌年度繰越額3,831万3,000円、地方債3,830万円、一般財源1万3,000円。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、報告第3号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第3号 繰越明許費の報告について「令和7年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、報告済みといたします。

◎同意第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、本町の固定資産評価員に鷲尾仁志副町長を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、鷲尾仁志。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、欠員となっている本町の人権擁護委員に杉上春美氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、杉上春美。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより諮問第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎議案第27号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第27号 財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第27号 財産の取得について提案理由を

申し上げますので、ご審議願います。

提案理由といたしましては、ロータリー除雪車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第27号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格1,500万円以上の財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

現在ロータリー除雪車2台を所有しておりますが、うち1台が取得後40年を経過し、車両の老朽化が著しいことから更新するもので、去る6月4日にナラサキ産業株式会社北海道支社、北海道川崎建機株式会社旭川支店の2者による指名競争入札を執行し、1回目で予定価格に対し、落札決定いたしました。

入札額は、ナラサキ産業株式会社北海道支社3,710万円、北海道川崎建機株式会社旭川支店3,810万円で、ナラサキ産業株式会社北海道支社に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額371万円を加えた4,081万円であります。

ロータリー除雪車の概要につきましては、全長560センチ、全高260センチ、水冷ディーゼルエンジン122馬力、最大除雪幅180センチ、最大除雪量1時間当たり1,000トンの車両で、その他につきましては北海道標準仕様書によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。次の財産を取得する。

- 1、取得の種類及び数量、ロータリー除雪車1台。
- 2、取得の内容、購入。
- 3、取得金額、4,081万円（消費税含む）。
- 4、取得の相手方、ナラサキ産業株式会社北海道支社北海道支社長、小松誠一。
- 5、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第27号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 財産の取得については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第28号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第28号 はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事請負契約について提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、はるにれ荘、デイサービスセンターエアコン設置工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は技師長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） それでは、ご指示によりまして、議案第28号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、入所者や利用者に対する夏の暑さ対策として、はるにれ荘及びデイサービスセンターにエアコンを設置するもので、去る6月4日に三鈺建設株式会社上砂川支店、株式会社平尾電気商会、株式会社加藤電機商会、末廣屋電機株式会社滝川本店、株式会社泰進建設滝川本店の5者による指名競争入札を執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、三鈺建設株式会社上砂川支店7,530万円、株式会社泰進建設滝川本店7,600万円、末廣屋電機株式会社滝川本店7,650万円、株式会社平尾電気商会7,660万円、株式会社加藤電機商会7,700万円で、三鈺建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額753万円を加えた8,283万円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事。
- 2、工事の場所、上砂川町字上砂川22番地16。
- 3、工事の概要、はるにれ荘用エアコン52台、デイサービスセンター用エアコン9台。
- 4、竣工期限、令和9年1月29日。

5、契約金額、8,283万円。

6、契約の相手方、三鈺建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第28号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 はるにれ荘・デイサービスセンターエアコン設置工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第29号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第29号 町道鶉下鶉線道路横断管改修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 町道鶉下鶉線道路横断管改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、町道鶉下鶉線道路横断管改修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は技師長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） それでは、ご指示によりまして、議案第29号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、道路に埋設されている横断管が屈曲及び破損し、今後土砂の流出、大雨等によりのり面やL型擁壁の崩壊が懸念されるため、横断管の改修工事を実施するもので、去る6月4日に三鉾建設株式会社上砂川支店、柳川建設株式会社、有限会社高橋工務店、有限会社中森組、有限会社サクライの5者による指名競争入札を執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、三鉾建設株式会社上砂川支店4,480万円、柳川建設株式会社4,530万円、有限会社高橋工務店4,550万円、有限会社中森組4,620万円、有限会社サクライが4,670万円で、三鉾建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額448万円を加えた4,928万円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、工事名、町道鶉下鶉線道路横断管改修工事。

2、工事の場所、上砂川町字鶉34番地5ほか。

3、工事の概要、横断管（高耐圧ポリエチレン管）600パイ、40.7メートル、道路改良延長40メートル、幅員5メートル。

4、竣工期限、令和8年12月10日。

5、契約金額、4,928万円。

6、契約の相手方、三鉾建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第29号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 町道鶉下鶉線道路横断管改修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第30号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第30号 令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事請負契約について提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は技師長から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鈴木技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

浄水場の受電設備につきましては、建設当時から稼働しており、設置後三十数年が経過し、老朽化が著しいことから更新するもので、去る6月4日に三鉦建設株式会社上砂川支店、株式会社平尾電気商会、株式会社加藤電機商会、村田施設工業株式会社、末廣屋電機株式会社の5者による指名競争入札を執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。入札額は、三鉦建設株式会社上砂川支店1億1,950万円、末廣屋電機株式会社1億2,000万円、株式会社平尾電気商会1億2,140万円、株式会社加藤電機商会1億2,320万円、村田施設工業株式会社1億2,390万円で、三鉦建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額1,195万円を加えた1億3,145万円であります。

それでは、本文に入らせていただきます。次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1、工事名、令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事。
- 2、工事の場所、歌志内市字西山44番地8。
- 3、工事の概要、浄水場受電設備更新一式。
- 4、竣工期限、令和9年3月1日。
- 5、契約金額、1億3,145万円。
- 6、契約の相手方、三鉦建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。
- 7、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第30号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和8年度簡易水道等施設整備事業浄水場受電設備更新工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎町政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第14、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和8年度町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております町政執行方針1ページを御覧願います。

令和8年第2回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、4月に行われました上砂川町長選挙におきまして、多くの町民の皆さまより力強いご支援を賜り、4期目の町政を担わせていただくこととなりました。平成26年の就任以来、町民の皆さまとともに歩んできたこれまでの道のりを踏まえ、あらためてその負託の重さに身の引き締まる思いであります。この度、第21期町政を進めるにあたり、その重責を果たすべく、上砂川町の未来を切り拓くという決意を新たにしているところであります。

現在、本町は人口減少や少子高齢化という最大の課題に直面しておりますが、「この町で暮らし続けたい」と心から思えるまちづくりを実現するため、一つひとつの課題に真正面から向き合ってまいります。

町民の皆さまの生活基盤を守ることを最優先に掲げ、スピード感を持って町政運営に取り組む所存です。また、物価高騰など、不透明な社会情勢においても、住民生活や地域経済の安定を最優先に、現状を的確に捉えた施策を講じてまいります。

これまでの施策を土台に、「小さな町だからこそできること」を探索し職員一丸となって、第8期総合計画に掲げる「小さな町の輝く未来へ挑戦するまち」の実現に向け、果敢に歩みを進めてまいりますので一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和8年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で心豊かに暮らせるまち

1. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

国においては、こども大綱に基づく三つの重点領域からなる「こどもまんなか実行計画2026」が策定されたところであります。

本町におきましては、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築に重点を置き、母子保健機能と児童福祉機能を一体化させた相談支援体制を強化するため、新規事業として本年度「こども家庭センター」を設置し、伴走型相談支援とサポートプランの作成により、全ての子育て世帯を支援してまいります。

併せて、妊婦への支援を身近に感じてもらえる環境づくりの一環として、地域おこし協力隊が木と革で製作した名前入りマタニティマーク贈呈事業を実施してまいります。

認定こども園においては、幼児教育と小学校教育をつなぐ取組として、小学校との連携をより一層深め、こども園と中央小学校で策定した「上砂川町架け橋期プログラム」を実践し、ICTを活用しながら、質の高い保育と幼児教育の充実に努めるとともに、子どもの健やかな発育及び多様化する保護者のライフスタイルに対応する「こども誰でも通園制度」を推進してまいります。

経済的支援につきましては、子どもを希望する町民へ先進医療に係る費用の助成の他、特定不妊治療費、妊婦健診、産婦健診費用、1か月児健診、高校生までの医療費を全額助成し、経済的支援を強化してまいります。

これまで本町独自の施策として実施してまいりました育児用品購入券贈呈事業につきましては、妊娠・出産期の家計負担が増している状況を踏まえ、さらなる経済的支援の強化として、支援方法を含めた制度の見直しを検討してまいります。

2. 次代を担う人材を育成するまちづくり

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりを教育委員会と連携し、情報化社会に対応できる人材の育成や、ICT教育の定着及び充実に努めるとともに、様々な課題に対して自ら考え行動する力を養うための基礎学力を確実に身に付ける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、本年度、小学校児童数の減少により複式学級の設置が必要となり、教育課程の関連性や児童の日常の学校生活の様子から、小学3・4年生を複式学級として編成するとともに、包括連携している学校法人田中学園の協力を得ながら、教科担任制や担任同士が協力するブロック制を実施し、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

中学校部活動につきましては、顧問担当教員の理解を得ながら、休日の部活動については教員の指導で対応し、教員が対応できない場合は、教育委員会の職員が安全管理に配慮しながら対応することとし、地域展開等について引き続き地域移行検討協議会で検討してまいります。

学力向上対策につきましては、公設学習塾を児童・生徒の気持ちの切り替えを促し、学習

意欲や集中力の向上を図るため、本年度から実施会場を各学校から町民センターに変更するとともに、学校を通して参加率の向上に努めてまいります。

また、学習塾講師の経験を持つ地域おこし協力隊が講師を務め、デジタル教材を活用した自立学習習慣の定着と基礎学力の向上を推進し、更なる教育品質の向上へ努めてまいります。

義務教育学校の開設につきましては、昨年度策定した上砂川町一体型義務教育学校基本構想をもとに、基本設計に着手するとともに、PTAや各学校関係者等との協議の場を設け義務教育学校の開校までに整理・統一すべき事項などについて、検討を進めます。

社会教育につきましては、各世代における様々なニーズに応えるため、各種教室等の事業の実施には、本年度も地域おこし協力隊など地域人材の協力を得ながら、「キッズ体験くらぶ」や各種成人向けワークショップ、高齢者向けのいきいき大学などを継続するとともに、町民の健康維持や生き甲斐づくりのため、モルック等の新スポーツの普及・啓発に努めます。

また、上砂川町文化協会が創立60周年を迎えることから、知名度のある落語家を招き町民芸術鑑賞事業を開催いたします。

町民センターにつきましては、町内外の各種団体やイベント等の利用や避難所としても利用されている中核的な施設であり、各所で計画的な修繕が必要であることから、本年度は、館内トイレの洗浄便座設置更新及び正面入口の自動ドア改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

3. 誰もが健康で暮らしやすいまちづくり

福祉支援につきましては、昨年策定した第1期上砂川町地域福祉計画を確実に推進し、社会福祉協議会や地域と連携し、支援が必要な町民に対して切れ目のない相談・支援を提供できる地域づくりを目指してまいります。

高齢者支援につきましては、除雪サービス等の在宅福祉サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進してまいります。

認知症施策につきましては、認知症関連各種事業を再構築した「チームオレンジ事業」を展開することにより、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、引き続きボランティアを育成し、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう努めてまいります。

地域見守り活動につきましては、地域の中で誰一人取り残されないことがないよう、包括協定などを締結した民間事業者や社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティア活動の推進とネットワークの強化に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が地域で自立し、安心して暮らせる社会づくりを地域全体で実現するために、広域連携による相談業務や緊急時の受け入れ調整等を

行い、各種施策の着実な実施に努めるとともに第7期上砂川町障がい福祉計画が最終年を迎えることから、令和9年度から11年度を計画期間とした第8期障がい福祉計画を策定いたします。

介護保険事業につきましては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が互いに連携しながらサービスを提供する地域包括ケアシステムの拡充や高齢者の尊厳の保持と重度化防止、自立した生活の支援に努めるとともに、これまで取り組んできた高齢者自身が自助・共助による役割を果たすことで、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援してまいります。

健康づくりの推進につきましては、がんに関する正しい知識とがんを予防できる生活習慣を身に着けるため、本年度は小学5・6年生に「がん教育」を実施してまいります。

また、妊婦へのRSウイルスワクチン接種が開始になることから、引き続き予防接種の推進、食育の実践等、多層的で包括的な健康施策を展開します。

生活習慣病予防対策につきましては、健診機会の充実を図るとともに、実受診者対策や小学生から高齢者までライフステージに応じ独自項目を追加した健康診査と保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が保険者となる都道府県単位化が始まり、今後は、令和12年度の国民健康保険税（料）統一に向け、上砂川町国民健康保険審議会において、今後の方向性を検討してまいります。

国民健康保険特定健診及び後期高齢者健診につきましては、健診機関の拡充や未受診者への受診勧奨、集団健診の早期予約制度と受診券のプッシュ型交付を継続するとともに、各種健診による若年からの受診習慣の定着を目指すため、相談、健康教育、介護予防事業を通じて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みによる健康寿命の延伸を図ってまいります。

介護予防事業につきましては、「認知機能の維持・向上のため」地域おこし協力隊による「ドローン体験会」を新たに全地区で実施し、昨年度、モデル地区で実施いたしました町公式ラインによる介護予防事業参加ポイントのデジタル化につきまして、他の地区へ拡充してまいります。

第二 活気とにぎわいがあふれるまち

1. 産業を振興し活気あるまちづくり

商工業の活性化につきましては、既存企業の経営基盤の強化と安定を図るため、商工会議所をはじめ関係団体と連携を強化するとともに、起業希望者に対する創業支援や新たな特産品開発への支援を引き続き実施してまいります。

企業誘致・新産業の創出につきましては、道や関係機関と密に情報共有を図り、町の遊休地や遊休施設の利活用を含めた積極的な誘致活動を推進するとともに、事業拡大に伴う設備投資に対しては、企業助成制度に加え、国・道の各種支援制度を活用し、企業の育成・助長に努めてまいります。

また、新たな産業の柱として、北海道、北海道科学大学及び民間事業者と連携し、「国家戦略特区」の活用を見据えた「ドローン実証フィールドの提供による特区認定の獲得を目指す」とともに、本事業に賛同する関連企業の誘致に注力してまいります。

なお、本町が「スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等における先端サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査・実証事業」の対象地域として採択されたことを受け、先進的なサービスの開発・構築および規制・制度改革に向けた取り組みを強力に推進し、町のさらなる活性化を図ってまいります。

雇用対策につきましては、町内企業の人手不足が深刻化している現状を踏まえ、高校生向けの企業見学会の実施や企業に対し道・広域連携による合同企業説明会への参加を促し、必要に応じて、道の人材確保支援事業等を活用し、労働力の確保に努めてまいります。

加えて、町内で増加する外国人労働者に対しては、集落支援員を中心にサポートネットワークの設立を目指し、誰もが働きやすい環境整備に努めてまいります。

2. にぎわいと魅力あるまちづくり

人口減少・移住定住対策につきましては、民間賃貸住宅家賃補助事業や移住定住奨励金制度など、これまで進めてきた移住・定住施策及び子育て支援策について、積極的な情報発信に努め移住・定住の促進を図ってまいります。

また、「まちの駅ふらっと」につきましては、令和9年度に開設10周年を迎えることから、交流人口のさらなる拡大を図るため、施設の機能向上に向けた改修事業を実施するとともに地域おこし協力隊による特色あるマルシェを開催し、まちなかのにぎわい創出を図ってまいります。

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」の利用促進に向けた事業を支援するとともに、本町最大のイベントである「仮装盆踊り花火大会」は、町民の期待のみならず町外からの誘客による経済波及効果も大きいことから、引き続き支援を行うほか、マラニックの開催等を通じ、関係人口及び交流人口の拡大に向け支援してまいります。

また、新たに配置する集落支援員と連携し、地域課題の解決に向けた観光振興および交流人口の拡大を図ってまいります。

情報発信につきましては、町広報や公式ホームページを通じて必要な情報を分かりやすく提供するほか、町公式Instagram等のSNSを活用したイベント情報等の積極的な配信に努めるとともに、昨年度作成した観光パンフレットや本年度新たに作成するPRポスターを用いて、町の知名度向上に努めてまいります。

第三 生活環境が整った住みよいまち

1. 快適で住みよいまちづくり

住環境対策につきましては、快適で持続可能な住環境を提供し、計画的な公営・改良住宅等の外壁改善工事や屋根葺替工事のほか、老朽設備等の更新を実施してまいります。

道路整備につきましては、町道鶺鴒下鶺鴒線の道路横断管改修工事や橋梁目視点検などを実施するとともに、道路状況調査の結果から策定した道路整備計画に基づき道路インフラの

安全性・利便性の向上と恒久的な維持管理の実現に向け、年次的に整備してまいります。

除排雪につきましては、老朽化したロータリー車を更新し体制の強化と効率化を図り、冬期間における生活道路の安全・安心の維持に努めるとともに、沿道家屋からの落雪や通学路の安全確保、交差点の見通し確保等の対策と啓発を実施してまいります。

水道事業につきましては、簡易水道事業計画に基づき、浄水場の受電設備を更新するとともに、健全な経営に努め、安定した水の供給を行ってまいります。

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が著しいマンホールポンプを更新し、衛生的な生活環境を確保するとともに、下水道事業の安定経営に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、中央バス路線の乗務員不足や利用者の減少により、さらなる減便も懸念される状況にあることから、代替交通の検討など、町民の交通手段の維持・確保に努めるとともに、国や道に対し公共交通維持に向けた各種支援を引き続き要請してまいります。

また、乗り合いタクシー事業につきましては、登録者および利用者の増加傾向を踏まえ、制度のさらなる周知を図るとともに、住民の移動ニーズを的確に把握し、運行体制のあり方について委託業者と協議を重ねてまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策協議会と連携し「上砂川町空き家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」に基づき、所有者等の特定に努め、特定空き家への適切な措置を講じるとともに、未利用公共施設の除却を推進し、地域の安全・安心と景観の保全に努めてまいります。

また、土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、効果的な利活用を検討してまいります。

2. 安全安心に暮らせるまちづくり

防災対策につきましては、近年頻発する自然災害に対応するため、昨年度に整備した防災行政無線の運用を本年4月1日より開始したことから、引き続き公式ライン等の運用も含めた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進してまいります。

また、新たに運用が開始された気象庁の防災気象情報や町内における土砂災害区域等の一部変更に伴い、現行の防災ハザードマップを更新し、町民の防災意識向上に努めるとともに、地域における自主的な防災活動が活発に実施されるよう、自主防災組織の結成に向けた支援と町民参加型の防災訓練を継続し、自助・共助・公助の連携を強化してまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、消費者協会などと連携し、特殊詐欺防止等を目的とした街頭啓発活動を推進し、あわせて犯罪被害者等から相談を受けた際に適切な対応が図られるよう、地域一体となった防犯活動に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全推進委員会との連携を更に強化し、来年3月1日の「交通事故死ゼロの日6,000日」達成を目指し、引き続き交通安全の普及・啓発を図るとともに、高齢者の運転免許証自主返納支援事業や住民ニーズに応じた交通安全教室

を実施するなど、悲惨な交通事故のないまちづくりを推進してまいります。

消防体制につきましては、令和８年度中に砂川地区広域消防組合において運用が開始される「高機能消防指令システム」により、町内で発生する多様な災害に迅速に対応し、複雑化する災害対応に万全を期してまいります。

また、本町では、地域の安心・安全を守る消防団員の高齢化が喫緊の課題となっていることから、町主催の行事での加入促進活動を行うなど、青年層への入団促進に向けた取り組みを継続してまいります。

消費者保護につきましては、高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺、インターネットやＳＮＳの普及に伴う消費者トラブル、高齢者の孤立など、環境が大きく変化していることから、町民が被害に遭わないよう、消費者被害防止ネットワークや消費者協会を中心とした関係機関・団体との連携を強化し、情報収集と対策に取り組むほか、町広報等を活用した啓発活動に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、ヒグマの出没防止対策として、草刈り地域箇所を追加するほか、野生動物撃退装置を引き続き設置することとし、住宅付近への出没抑制を図ってまいります。

また、出没時の対応としては猟友会と連携をしてパトロールの強化や危険回避のための資機材の購入、ドローンを活用した安全確認と状況把握に努めるとともに、市街地での駆除が可能な緊急銃猟制度の体制構築に努めてまいります。

共同浴場につきましては、自主運営が非常に厳しい状況であることから、運営を継続できるよう運営費の一部を助成してまいります。

３．脱炭素社会を実現するまちづくり

地球温暖化防止対策につきましては、国が目指す2050年脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画に基づき、本年度は役場庁舎への再生可能エネルギーである太陽光発電の導入や街路灯のＬＥＤ化を実施してまいります。また、ＣＯ２削減対策の一環として、今後も公共施設に再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、公共施設のＬＥＤ化や再生可能エネルギーを導入する町民や企業への補助制度の創設も検討してまいります。

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、ごみの減量化や再資源化に努めるとともに、正しいごみの出し方や分別の仕方などについて、英語を併記したパンフレットの更新を行い、住民啓発に努めてまいります。

第四 次世代につなげるまち

１．ともに行動し活躍できるまちづくり

町民が主体性を持つまちづくりににつきましては、まちづくり町民会議や関係機関・団体との意見交換会を通じて、町民のニーズや地域課題を把握するとともに、まちづくり町民会議の委員を一般公募するなど、まちづくりへの機運醸成と将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティにつきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあること

から、各課が各町自治会を担当する地域サポート制度と集落支援員が一体となり自治会活動の支援に努めるほか、自治会が持続可能な活動を継続するための方策を、自治会連絡協議会とともに検討してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、若い世代の意識の高揚と組織づくりへの支援として、様々な場面で啓発や学習機会の創出に努め、併せて多様な分野において女性が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

2. 持続可能な行財政運営を推進するまちづくり

D Xの推進につきましては、地域課題や住民ニーズが多様化する中、生成A I技術の活用や電子決裁及び文書管理システムの構築など業務の効率化を進めるとともに、引き続きデジタル実装や行政手続きのオンライン化を推進し、住民の利便性向上を図るほか、デジタルデバイス対策や町公式ライン等のS N Sを活用した情報発信の強化に努めてまいります。

諸証明の交付につきましては、マイナンバーカードをお持ちの方を対象として、住民票及び印鑑登録証明書のオンライン申請に対応しており、令和8年度からは新たに戸籍の申請も可能となったことから、マイナポータルを通じた手続きの利便性を周知し、利用の促進に努めてまいります。

行財政の効率的運営につきましては、時代に即した行政サービスを着実に実施していくことが求められており、多様化する住民ニーズへの対応やデジタルを活用した行政サービスを提供できるよう、職員研修の継続的な実施により組織の活性化を図り、より町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

財政運営につきましては、依然として地方交付税に大きく依存する財政構造であることから、限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、各種施策や事業の費用対効果を検証するとともに、引き続きふるさと納税や企業版ふるさと納税などによる自主財源の確保と公共施設の適正な管理に努め、中長期的な視点に立った持続可能な財政運営を行ってまいります。

また、町税は重要な自主財源であることから、口座振替納税をはじめ、地方税共通納税システムやスマートフォンからのQ Rコードの読み取りでの電子納付の普及促進に加え、町税や各種使用料を含めたコンビニ納付の利用を推進し、納税者の利便性と収納率の向上に努めてまいります。

広域的な連携につきましては、行政の効率化と住民サービス向上のため、引き続き滝川市、砂川市を中心とした定住自立圏による医療、福祉、教育など生活機能の確保のほか、地域公共交通や人材確保等の諸課題を含め行政各般にわたる広域連携、広域行政の推進に取り組んでまいります。

むすびに

以上、令和8年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

本年度においても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、このような時代だからこそ、議員各位並びに町民の皆さまの英知を賜り、常に創意工夫と新たな発想をもって課

題を乗り越えてまいる所存であります。

生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを目指し、職員とともに心機一転、持続可能なふるさと上砂川の創生に邁進いたし、活力あふれるこの町を次代へとしっかりと繋ぐべく、全力を尽くす覚悟であります。

今後も、議員各位並びに町民の皆さまの町政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

なお、本年度予定しております主要施策につきましては、第8期総合計画の4つの柱に沿って別冊にてお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町政執行方針の説明を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（高橋成和） 次、日程第15、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和8年第2回定例町議会の開会にあたり、令和8年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代の上砂川を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、情報化社会に対応できる人材の育成を目指し、ICT教育の定着及び充実を図るとともに、様々な課題に対して自ら考え行動する力を養うための基礎学力を確実に身に付けることができるよう、全ての教育活動で子どもが主役を実現し、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

（1）学習指導の充実

学校教育につきましては、2学期制及び小中学校への学習支援員配置を継続するとともに、全国学力・学習状況調査等の結果から明らかになった課題の解決に向け、学校全体での分析・検証・指導方法改善に加え、「中一ギャップ」の解消のため、教職員が互いの学校に乗り入れて授業を実施するなど、小中一貫教育を両校の連携のもと進めてまいります。

また、本年度は、小学校児童数の減により複式学級の設置が必要となったことから、教育課程の関連性や児童の日常の学校生活の様子から、小学3・4年生を複式学級として設置するとともに、引き続き、学校法人田中学園との包括連携による学園側の教員の協力を得なが

ら、教科担任制や担任同士が協力するブロック制を実施し、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、本年度から実施会場を各学校から町民センターに変更することで学習意欲や集中力の向上を図り、児童生徒・保護者へ積極的な塾の活用を促してまいります。

また、本町の課題のひとつである文章題の読解力向上のため、朝読や漢字の書き取りを行う朝学習を継続するとともに、小中学校を通して実施している漢字検定や中学生全学年への英語検定を助成し、検定後の結果を分析・把握することで、一層の学力向上に努めてまいります。

小学校で実施している夏・冬休みの集中学習ゼミにつきましては、学力向上に繋がるよう工夫・改善し継続するとともに、中学校においても、新たな事業内容について協議を進め、学力向上に努めてまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」や、将来の就職時に選択肢のひとつとなり得るよう地域を支える企業について知ってもらう「町内企業見学会」を実施するほか、豊かな感性を育むため、芸術・文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を実施してまいります。

家庭学習の推進につきましては、特に本町での大きな課題でもあり、その習慣化については各家庭での協力が不可欠であることから、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣を見つめなおす機会とし、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを各家庭に配布することで家庭学習の啓発を行い、単に宿題の問題を回答するだけでなく、その答えにたどり着くまでの経過の大切さを親子ともに理解してもらうことで家庭学習への向き合い方を見直してもらい、学校と家庭がより強い連携で、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

全国体力・運動能力等調査においては、小学5年生、中学2年生を対象として実施し、優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善に向けた取り組みを行うことで、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、各種研修等への参加を促進し、教職員個々のスキルアップを図るとともに、学校全体として、研究集会や公開授業などを行い、「教師力」「学校力」の向上に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指し、地域参観日の実施や学校だより、SNSを活用した情報発信を継続するとともに、コミュニティスクール制度を活用し、学校・家庭・地域が一体となり子どもたちを育てる環境づくりと、地域とともにある学校運営の改善に取り組んでまいります。

児童生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童生徒のやる気を促してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においても中学校と同様に英語指導助手を活用した授業を引き続き実施するとともに、学校法人田中学園との連携に基づき、専任教員の派遣による指導を継続実施してまいります。また、認定こども園につきましても、英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小・中学校のＩＣＴ教育につきましては、ＡＩドリルやデジタル教材の更なる活用の促進により、子どもたちの学力定着とＩＣＴスキルの習得、教職員の指導スキルの向上が図られ、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導の実践により、子どもたちの学力の向上と情報化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

併せて、ＩＣＴ支援員の配置による教職員及び児童生徒の学習環境へのサポートを継続しながら、ＩＣＴ教育の実践を支援してまいります。

また、突発的な学校休業時や出席停止の子どもたちの学習支援、健康観察においても積極的にタブレット端末を活用し、切れ目なく学校と家庭を繋ぐリモート授業を実施してまいります。

さらに、教職員の業務の効率化・負担軽減を図るため学校ＤＸを推進し、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保し、より一層のきめ細かな指導に努めてまいります。

学校給食費全額公費助成により、子を持つ親の経済的負担の軽減を継続し、子育て世代の支援と子どもたちの健やかな成長を目指してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成や奨学金貸付制度を継続するとともに、高校生がいる家庭への「高校就学費等助成事業」を実施して、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、本年度は福井市鶉地区から児童を受入れる年度となりますが、猛暑が想定されますので、参加する児童の安全を第一としたうえで、本町の実行委員会と先方において協議を重ね交流事業を行ってまいります。

また、修学旅行につきましても、従前同様、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市通級指導教室等に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、これまでの運動会、芸術鑑賞事業などでの交流の継続に加え、小学校入学前の基礎となる幼児教育の在り方や小学校への円滑な接続について、「架け橋期プログラム」を実践し、教育委員会・認定こども園、小学校の三者で連携し、幼少連携による継続した教育を推進してまいります。

中学校部活動の地域展開につきましては、顧問担当教員の理解を得ながら、休日の部活動については教員の指導で対応し、教員が対応できないときは、教育委員会の職員が安全管理に配慮しながら、練習メニューを行い実施いたしますが、引き続き地域移行検討協議会で地

域展開、及び平日の対応等について検討してまいります。

（２）児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢と国の方針である「いじめの積極的な認知」を基本とし取り組むとともに、子どもたちの変化を見逃さないよう、教職員の大人の目による見守り意識を徹底し、早期発見・早期対応の取り組みに努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童生徒からのサインを見逃さず、参観日などを活用し保護者面談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校ぎみの児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり保護者面談や家庭訪問等の丁寧なアプローチで日常生活の動向把握と接点を保ち、道のスクールカウンセラーの活用を継続し、管理職、養護教諭を含め学校全体で児童生徒の細やかなケアに努めてまいります。

（３）教育環境等の整備

「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいりますとともに、通学時の自転車ヘルメット着用につきましては、新中学１年生へのヘルメットを継続配布し、自転車通学時の着用を進めてまいります。

また、児童生徒の減少と、校舎の老朽化が進む中、義務教育学校の開設につきましては、昨年度策定した上砂川町一体型義務教育学校基本構想をもとに本年度は基本設計に着手し、併せてＰＴＡや各学校関係者等と義務教育学校の開校までに整理・統一すべき事項などについて、検討を開始することといたします。

その他教育支援につきましては、教材費の助成をはじめ、全国標準学力検査経費、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

２．社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

（１）社会教育の充実

社会教育につきましては、第８次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまなニーズに応えるため、地域おこし協力隊の協力も得ながら、「キッズ体験くらぶ」などを実施するとともに、成人向けワークショップにおいて、座学と実技を組み合わせた「フィットネス講座」を参加者要望により通年開催に拡充し、継続してまいります。

また、夏休み子ども水泳教室についても、引き続き相互協定による近隣町のプールを利用し、実施してまいります。

高齢者の学習につきましては、昨年に引き続きいきいき大学を実施し、学習機会の提供を

図ってまいります。

青少年教育につきましては、キッズ体験くらぶを活用し夏休み期間中に希望する小学生のプール遊泳活動を実施するほか、町外の施設を利用した体験活動の実施など、学校では習得できない知識見分を深めることのできるよう、魅力ある事業の充実を図ってまいります。

各町遊園地につきましては、遊具等の点検により利用者が安全安心に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

読書活動につきましては、「ブックスタート事業」を継続し、図書室の新刊図書の選定では、学校の協力のもと広く小中学生の声を取り入れるなど、魅力的な蔵書の整備に努めます。また、町公式LINEを活用したオンライン貸出申請のPRを行うとともに、新たに高齢者や障がいのある方など図書室へ来所が困難な方を対象に、図書の個別宅配サービスを実施して読書の機会を提供し、読書の一層の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子どもの教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子どもたちのために様々な支援を行うことができるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。

（２）芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、町民の文化活動の中心的組織である上砂川町文化協会が創設60周年を迎えることから、記念事業としての町民芸術鑑賞会を開催し、引き続き活動を支援してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者・後継者の育成について支援してまいります。

（３）スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の活動を引き続き支援・協力してまいりますほか、町民の健康維持や生き甲斐づくりのため、体育センターの運動器具等の活用について引き続きPRに努めるとともに、新スポーツの検討、普及・啓発に努めてまいります。

（４）施設の整備

町民センターにつきましては、町内外の各種団体やイベント等の利用や避難所としても利用されている中核的な施設であり、各所で計画的な修繕が必要であることから、本年度は、館内トイレの洗浄便座設置更新及び正面入口の自動ドア改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

各施設につきましても、利用者が安心安全に使用できるよう、日常の点検を行い、必要に応じて補修等を施しながら維持管理に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携のもと、最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育行政執行方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 39 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎議案第 31 号

○議長（高橋成和） 日程第16、議案第31号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第31号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾副町長。

○副町長（鷲尾仁志） それでは、議案第31号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,073万2,000円の追加で、1億9,632万5,000円となります。

1 項国庫補助金950万5,000円の追加で、1,949万3,000円となります。

3 項国庫委託金122万7,000円の追加で、194万4,000円となります。

5 款道支出金8万6,000円の追加で、1億1,746万2,000円となります。

2 項道補助金8万6,000円の追加で、601万3,000円となります。

18款繰入金4,510万円の追加で、9,400万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金5,358万2,000円の追加で、8,838万2,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

21款町債 1 億1,430万円の追加で、3 億7,286万6,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が 2 億2,380万円の追加で、33億5,500万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、2 款総務費6,613万9,000円の追加で、4 億8,740万2,000円となります。

1 項総務管理費6,101万2,000円の追加で、4 億1,887万7,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費512万7,000円の追加で、4,399万2,000円となります。

4 款衛生費879万4,000円の追加で、2 億1,069万6,000円となります。

1 項保健衛生費879万4,000円の追加で、1 億956万9,000円となります。

6 款農林水産業費693万1,000円の追加で、1,816万4,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

7 款商工費622万3,000円の追加で、5,164万3,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費8,889万円の追加で、4 億2,440万2,000円となります。

1 項土木管理費831万円の追加で、1 億649万円となります。

2 項道路橋りょう費4,328万円の追加で、2 億4,771万円となります。

3 項住宅費3,730万円の追加で、7,020万2,000円となります。

10款教育費4,682万3,000円の追加で、2 億1,518万2,000円となります。

1 項教育総務費4,511万8,000円の追加で、8,893万7,000円となります。

2 項小学校費、増減なしの5,340万7,000円となります。

3 項中学校費125万円の追加で、5,424万2,000円となります。

4 項社会教育費45万5,000円の追加で、834万6,000円となります。

歳出合計が 2 億2,380万円の追加で、33億5,500万円となります。

次ページであります。第2表、債務負担行為補正。1、変更、事項、庁舎用コピー印刷機。補正前期間、令和8年度から令和12年度まで。限度額、総額418万円以内。補正後期間、令和8年度から令和12年度まで。限度額、総額450万円以内。

第3表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。公共施設等除却事業3,960万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

さわやかトイレ改修事業790万円、同上、同上、同上。

街路灯LED化整備事業400万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線道路改良舗装事業2,760万円、同上、同上、同上。

朝陽台改良住宅外装改善事業3,320万円、同上、同上、同上。

合計 1 億1,230万円。

2、変更、起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、補正前限度額5,360万円、補正後限度額5,560万円。

事項別明細書 9 ページ、歳出でございます。

このたびの補正につきましては、当初の骨格予算編成におきまして、第21期町政に関わる政策的経費を中心に補正するものであります。

3、歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費は、当初予算で計上した庁用備品のうちコピー機購入に係る各償還金の支出科目を組替えるものであります。

5 目財産管理費4,904万円の追加は、旧本町会館など不要公共施設除却工事の計上であります。

6 目企画費187万円の追加は、新たに運用された気象庁の防災気象情報を反映させるなど現行のハザードマップの更新業務。

8 目交通安全対策費16万円の追加は、婦人交通指導員に係る制服の購入経費の計上であります。

11目地域振興費744万2,000円の追加は、14節工事請負費644万2,000円の追加は、地域おこし協力隊の活動強化を図るため、まちの駅ふらっと厨房の拡張工事費を計上、18節負担金補助及び交付金100万円の追加は、かみすながわマラニック開催に関しノベルティーを充実させるなど実行委員会に対する補助金の追加であります。

12目地域おこし協力隊事業費46万4,000円の追加は、まちの駅ふらっとの改修とともにデッキオープン等の厨房機器借り上げ料を計上するものであります。

13目集落支援員事業費203万6,000円の追加は、地域課題の解決に向けた観光振興及び交流人口の拡大を図るため、新たに集落支援員 1 名を配置するもので、1 節報酬169万1,000円、4 節共済費27万4,000円、8 節旅費 4 万1,000円、10節需用費 3 万円を追加するものであります。

10ページでございますが、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費512万7,000円の追加は、戸籍法の一部改正に伴いまして氏名の振り仮名を戸籍に記載する必要があること、また国民年金法の一部改正に伴いまして国民年金保険料の育児免除制度が開始されたことから、関係システムの改修業務を計上するものであります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費25万2,000円の追加は、東鶉歯科診療所歯科機材の修繕料の計上。

2 目予防費14万2,000円の追加は、生活保護者に対し、現行の集団健診の実施に加え個別健診を追加することにより健康機会の拡充を図るため、委託料を計上するものであります。

3 目環境衛生費840万円の追加は、さわやかトイレの衛生設備等改修工事費の計上であります。

6 款 1 項 1 目 林業振興費693万1,000円の追加は有害鳥獣対策用ドローン購入に係る経費で、11節役務費13万1,000円は賠償責任等の保険料、17節備品購入費680万円はドローン本体1機の購入費であります。

7 款 1 項 1 目 商工振興費572万8,000円の追加は、10節需用費30万3,000円の追加は産業活性化センターのトイレセンサー修繕料、18節負担金補助及び交付金542万5,000円の追加は商工会議所が実施するプレミアム付商品券発行事業助成金で1万2,000円の商品券を1万円で販売、2,500セットを発行し、1世帯につき最大5セットまで、販売時期は10月中旬を予定しております。

3 目 観光費49万5,000円の追加は、観光用パンフレットポスターの作成経費の計上であります。

8 款 1 項 1 目 土木総務費831万円の追加は、14節工事請負費451万円の追加は年次計画で進めている街路灯LED化工事で、本年度は鶉、東鶉地区18灯分の整理、27節繰出金380万円の追加は下水道事業会計繰出金の計上であります。

次ページに参ります。2 項 1 目 道路維持費4,328万円の追加は、12節委託料980万円の追加は町内11か所分の橋梁点検業務委託、14節工事請負費3,348万円の追加は町道朝駒緑が丘線転落防止柵改修工事583万円、また資料ナンバー1をお開き願います。令和8年度道路整備事業箇所図にございます町道鶉北線道路改良舗装工事2,765万円の計上であります。

3 項 1 目 住宅管理費3,730万円の追加は、12節委託料230万円の追加は来年度以降に除却を進める公営住宅等アスベスト含有調査業務、14節工事請負費3,500万円の追加は資料ナンバー2の令和8年度主要事業計画位置図にございます朝陽台改良住宅について、本年実施、2棟16戸の外装改善工事の計上であります。

10 款 1 項 2 目 事務局費4,511万8,000円の追加は一体型義務教育学校基本構想に基づき施設整備を進めるものでありまして、1 節報酬1万8,000円の追加は義務教育学校基本設計業者選定審査委員の報酬、12節委託料4,510万円の追加は義務教育学校建設基本設計業務の計上であります。

2 項 1 目 学校管理費と3 項 1 目 学校管理費は、当初予算で計上した校務用備品のうち校務パソコン購入に係る各償還金の支出科目を組み替えるもの。

2 目 教育振興費125万円の追加は、中学生の学力向上を目的とした学習ゼミを開催するための助成金の計上であります。

4 項 3 目 社会教育施設費45万5,000円の追加は、炭鉱館のホール天窓シーリング更新等修繕料の計上であります。

次に、6 ページ、歳入であります。2、歳入、14 款 2 項 1 目 総務費補助金390万円の追加は歳出同額を計上するもので、4 目 土木費補助金560万5,000円の追加は、1 節道路橋りょう費補助金445万5,000円の追加は橋梁点検委託業務、2 節住宅管理費補助金115万円の追加は公営住宅等除却事業に係る国庫補助金の計上。

3 項 2 目 民生費委託金122万7,000円の追加は、歳出同額を計上するものです。

15款 2 項 3 目衛生費補助金 8 万6,000円の追加は、生活保護者の健診費用に係る補助金の計上。

18款 1 項 1 目基金繰入金4,510万円の追加は、義務教育学校建設基本設計業務に充当するため教育施設整備基金を繰入れするものです。

19款 1 項 1 目繰越金5,358万2,000円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

21款 1 項 1 目総務債4,160万円の追加は、1 節過疎対策事業債200万円の追加は過疎地域持続的発展特別事業でソフト事業の計上、2 節公共施設等整備事業債3,960万円の追加は公共施設等除却工事に係る起債の計上。

2 目衛生債790万円の追加は、さわやかトイレ改修事業に係る起債の計上。

3 目土木債、1 節道路橋りょう債2,760万円の追加は町道鶉北線道路改良舗装事業、2 節土木総務債400万円の追加は街路灯LED化整備事業、3 節公営住宅債3,320万円の追加は朝陽台改良住宅外装改善事業に係る起債の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 3 2 号

○議長（高橋成和） 次、日程第17、議案第32号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第32号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第 1 款資本的収入、既決予定額 1 億4,000万円、補正予定額2,810万円、計 1 億6,810万円。

第 1 項企業債、1 億70万円、2,030万円、1 億2,100万円。

第 2 項国庫補助金、3,923万円、780万円、4,703万円。

支出、第 1 款資本的支出、1 億7,072万3,000円、2,810万円、1 億9,882万3,000円。

第 2 項建設改良費、1 億4,000万円、2,810万円、1 億6,810万円。

（企業債）

第 3 条 予算第 9 条に定めた簡易水道等施設整備事業の限度額「1 億70万円」を「1 億2,100万円」に改める。

令和 8 年 6 月 17 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾副町長。

○副町長（鷺尾仁志） それでは、議案第32号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入2,810万円の追加で、1 億6,810万円となります。

1 項企業債2,030万円の追加で、1 億2,100万円となります。

1 目企業債、同額であります。

2 項国庫補助金780万円の追加で、4,703万円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出2,810万円の追加で、1 億9,882万3,000円となります。

2 項建設改良費2,810万円の追加で、1 億6,810万円となります。

1 目簡易水道等施設整備費、同額であります。

3 ページ、資本的支出であります。資本的支出、1 款 2 項 1 目簡易水道等施設整備費2,810万円の追加は、次年度以降に行う浄水場機械電気設備の実施設計及び管渠更新に伴う測量調査業務の計上であります。

次に、資本的収入であります。資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債2,030万円の追加と 2 項 1 目国庫補助金780万円の追加は、簡易水道等施設整備費に係る起債と補助金をそれぞれ計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 33 号

○議長（高橋成和） 次、日程第18、議案第33号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額6,782万2,000円、補正予定額4,280万円、計1億1,062万2,000円。

第1項企業債、2,030万円、2,900万円、4,930万円。

第2項他会計補助金、139万5,000円、380万円、519万5,000円。

第5項国庫補助金、1,000万円の追加、1,000万円。

支出、第1款資本的支出、9,738万1,000円、4,280万円、1億4,018万1,000円。

第1項建設改良費、1,231万2,000円、4,280万円、5,511万2,000円。

次ページでございます。

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のように補正する。

追加、起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額、2,900万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換することができる。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,326万4,000円」を「4,706万4,000円」に改める。

令和8年6月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾副町長。

○副町長（鷲尾仁志） それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和8年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入4,280万円の追加で、1億1,062万2,000円となります。

1項企業債2,900万円の追加で、4,930万円となります。

1目下水道事業債、同額であります。

2項他会計補助金380万円の追加で、519万5,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

5項国庫補助金1,000万円の追加で、1,000万円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出4,280万円の追加で、1億4,018万1,000円となります。

1項建設改良費4,280万円の追加で、5,511万2,000円となります。

2目公共下水道整備費4,280万円の追加で、4,280万円となります。

5 ページ、資本的支出であります。資本的支出、1 款 1 項 2 目公共下水道整備費4,280万円の追加は、委託料1,080万円の追加は次年度以降に行うマンホールポンプ更新実施設計業務700万円と事業計画認可変更業務380万円の計上、工事請負費3,200万円の追加は資料ナンバー 3 のマンホールポンプ所更新工事位置図にございます緑橋に設置のマンホールポンプ更新工事の計上であります。

次に、4 ページ、資本的収入であります。資本的収入、1 款 1 項 1 目下水道事業債2,900万円の追加は特定環境保全公共下水道事業に係る起債の計上で、2 項 1 目他会計補助金380万円の追加は一般会計補助金の計上。

5 項 1 目国庫補助金1,000万円の追加は、社会資本整備総合交付金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日18日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、18日は休会することに決定いたしました。

なお、明日18日については行政常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 1 時 2 7 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章

令和 8 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議

午前 1 1 時 0 1 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 町政執行方針に対する質疑

第 3 教育行政執行方針に対する質疑

第 4 一般質問

第 5 議案第 3 1 号 令和 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）

第 6 議案第 3 2 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 7 議案第 3 3 号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

※ 議案第 3 1 号～第 3 3 号は、質疑・討論・採決とする。

第 8 調査第 2 号 所管事務調査について

第 9 派遣第 1 号 議員派遣承認について

（追加日程）

第 1 0 意見書案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策
の充実・強化を求める意見書

第 1 1 意見書案第 2 号 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

第 1 2 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 石 田 浩 二 議員

○議長（高橋成和） 初めに、1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして町政執行方針の質問をいたします。

第1、健康で心豊かに暮らせるまち、3、誰もが健康で暮らしやすいまちづくりについてお伺いいたします。町政執行方針では、高齢者支援について除雪サービス等の在宅福祉サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に暮らせる地域づくりを推進してまいりますと示されております。現在実施されている在宅高齢者等除雪サービスは、冬期間に高齢者が自宅で生活をする上で大変重要な制度であり、利用されている方にとっても心強い支援であると受け止めております。私は、在宅福祉サービスの充実について制度を安定して継続することに加え、支援を必要とする高齢者が制度の内容を分かりやすく理解し、困ったときに相談しやすく、必要な支援につながりやすい状態を整えていくことが必要であると考えております。特に除雪サービスにつきましては、冬期間の外出や通院、買い物など高齢者の日常生活の安全に関わる支援であり、高齢者の声や相談内容を今後の周知や運用にどのように生かしていくのかという点も充実を考える上で大切であると考えます。

そこで、お聞きいたします。町として町政執行方針に示された在宅福祉サービスの充実について、今年度在宅高齢者等除雪サービスをはじめとする高齢者の支援の中でどのような

点を大切にしながら高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に暮らし続けられる支援につなげていく考えなのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 1番、石田議員のご質問、第1、健康で心豊かに暮らせるまち、3、誰もが健康で暮らしやすいまちづくりについてお答えいたします。

本町においては、高齢者が安心して在宅生活を続けることができるよう冬期間の生活支援としての除雪サービスをはじめ、社会福祉協議会と連携した配食サービスによる安否確認、緊急時に迅速に対応できる緊急通報装置の設置など在宅で生活される方の安全、安心を支える仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

一方、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方がいる世帯などにおいては、家族や地域で支え合う機能が失われつつある中、急病や事故、生活上の困り事などのリスクが高まるだけではなく、各種サービスにつながらない町民がおられることも懸念され、今後生活態様が多様化、複雑化していく中で在宅福祉サービスはますます重要になっていくものと考えております。そのような中で引き続き既存事業を確実かつ迅速に提供すること、民生委員、関係団体との連携により利用者ニーズに応じた柔軟な対応に努める必要があり、これまでも例えば除雪サービス事業においては、その年の降雪状況に応じて除雪回数を増やすなど柔軟に対応してまいりました。社会情勢が大きく変化している中で利用者にとって何が有効なのかを常に鑑み、利用者の要望も踏まえ現行制度を実情に即した在宅福祉サービスの充実に努め、高齢者が引き続き住み慣れた地域で安全、安心に暮らし続けられる支援につなげていくことを考えていることを申し上げ答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） まず初めに、先般の町長選挙において多くの町民の支援を得て4期目の当選を果たされました奥山町長に対し、心よりお祝いを申し上げます。引き続き本町のかじ取りを担われることに深く敬意を表する次第でございます。

また、新たに就任された鷺尾副町長におかれましても心よりお祝いを申し上げます。奥山町長を支え、その手腕を存分に発揮されることを期待しております。

それでは、通告に従いまして町政執行方針の第2、活気とにぎわいがあふれるまち、2、にぎわいと魅力あるまちづくりから集落支援員（観光）の配置について質問いたします。このたび新たに観光の分野に集落支援員の配置を決定されました。その目的は、地域課題の解決に向けた観光振興と交流人口拡大にあります。外からの新しい視点や活力を呼び込む観

光の果たす役割は、単なる観光客の誘致にとどまらず、地域活性化やコミュニティーの維持において極めて有効な手段と位置づけられています。本町において人口減少と少子高齢化が進み、地域のコミュニティーや生活インフラの維持が大きな節目を迎えている今、これからの本町の未来の姿、とりわけ地域の暮らしを守り、次の世代につなぐために観光をどのように生かすのか、まさに地域の未来を左右する極めて重要な取組と考えます。ついては、本町の実情に即した持続可能な地域づくりにつなげるため、集落支援員への支援体制を整え、町と支援員で効果的な仕組みを構築し、着実に成果へ結びつく施策となるよう望むものです。

さて、限られた観光資源の中で取り組む本町の観光振興や交流人口の拡大は決して容易ではなく、また単なる数値だけでは捉え切れない側面もありますが、4期目スタートの新規事業であります本施策を推進するに当たり、奥山町長が期待される具体的な成果についてお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、小澤議員のご質問、第2、活気とにぎわいがあふれるまち、2、にぎわいと魅力あるまちづくり、集落支援員の配置についてお答えいたします。

北海道内における一般的な観光振興は、誘客による観光消費の増加、交流人口、関係人口の創出を目的としている施策が多く展開されている中、議員もご承知のとおり本町においては観光資源が非常に乏しいことから、既存の資源のさらなる活用から一歩進み、他自治体にはない独自性を持つ新たな観光コンテンツを創出することが重要と考えており、第8期総合計画においても交流人口、関係人口の創出や情報発信の強化を掲げております。

このことから、このたびの新たな集落支援員配置は人口減少、少子高齢化が進む中で観光を単なる観光客の誘客にとどまらず、地域活性化に資することを目的に配置を考えております。そのために本町と何らかのつながりを持つ人口層が限定的であることから、交流人口を関係人口へと拡大させるために集落支援員として予定している人材の新たな視点と情報発信力、外部人材の活用も含め町が持っているポテンシャルを発掘することにより何度も訪れる人、上砂川町を応援してくれる人を増やし、現在国が進めているふるさと住民登録につなげることにより交流人口、関係人口の増加につながるものと考えております。

これらについては、容易に成果を上げられるものではありませんが、新たな集落支援員を基軸に既存の枠にとらわれず、町、集落支援員、地域おこし協力隊、さらには外部人材が一体となって連携を図り、新たなことに常に挑戦することで本町にふさわしい観光振興の形を創造していきたいと考えているところでございます。オール上砂川町での取組を展開することで、次の世代につなげる町づくりを目指してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

教育行政執行方針に対する質疑は通告がありませんでしたので、質疑を終了いたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第4、一般質問を行います。

本件につきましては議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 通告に従いまして、パンケの湯の今後について2点質問いたします。

上砂川岳温泉パンケの湯は、1970年に国民保養センター上砂川温泉として開業いたしました。その後老朽化に伴い27年後の1997年に大規模改修を行い、そのときに名称も公募して、改修後パンケの湯と名称変更して、町内唯一の観光施設として営業を続けています。

昨年度の決算内容を拝見すると、職員一丸となった努力は認められますが、修繕費が1,800万ほどかかっております。これは老朽化によるもので、今後も至るところで修理、修繕が発生するものと考えられます。以前は27年で大規模改修を行っておりますが、現在既に29年が経過しております。また、近隣では赤平の赤平エルム高原リゾートが1年以上かけて現在大規模改修を行っております。再オープン後はかなりの確率で集客の競合が考えられるものと思っております。そのようなことから、パンケの湯もそろそろ大規模改修を行う時期になってきていると思いますが、事業規模を考えると簡単に取り組むのも難しいと理解ができるところです。

そこで、将来に向け具体的な計画を立て考えるべきと思いますが、町として今後についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、レストランの営業についてお尋ねをいたします。20年以上前に1週間ほどパンケの湯に連泊をした知人が感動しておりました。毎晩少しずつ夕飯の内容が違うと。まさにこれが今風に言うおもてなしの心なのかもしれません。私もここ数年、毎年二、三回パンケの湯に宿泊をしますが、そのような驚きを感じるような未知との遭遇はありません。レストランメニューにも目新しいと感じられるものがあまりあるとは思いませんが、そろそろ全般的に一から造り替える頃に来ているように感じられます。幸いにも上砂川には地域おこし協力隊のメンバーに料理やスイーツの技術を持っている人たちがおります。食には大きな力があり、あれを食べたいからと遠くからもお客様は来ます。彼らの力も活用して新たなメニ

ューを開発して、新しいレストランの在り方も考えるべきと思いますが、町のお考えをお尋ねして質問といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの7番、吉川副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 7番、吉川副議長のご質問、パンケの湯の今後についてお答えいたします。

初めに、上砂川岳温泉パンケの湯は、本町唯一の温泉宿泊施設として地域経済と観光振興の重要な役割を担っております。議員ご指摘のとおり、平成9年のリニューアル以降29年が経過し、設備関係の経年劣化に伴う修繕が増加している状況にあります。

昨年度の振興公社決算において修繕費が1,800万ほどとなっておりますが、ボイラー改修事業によるものであり、これまでも段階的な改修として自動火災報知機の更新、屋上防水工事、LED蛍光灯による省電力化対応など、施設の長寿命化を図るため町の振興公社事業開発基金による施設等改修補助により実施してまいりました。

さて、平成9年に実施した大規模改修は、当初町の施設であったことから、国や道の補助金、過疎債等を活用して実施いたしましたが、現在施設は振興公社の所有であることから、振興公社において改修資金を確保しなければなりません。

このことから、議員1点目のご質問、将来に向けての計画や今後の対応につきましては、町といたしましてはパンケの湯の経営安定化と施設の保全等を優先するとともに、修繕等については事前に振興公社と協議し、年次計画的に実施することで経営負担の平準化を図ってまいります。

中長期的な改修計画に向けては、さらに施設状況を確認させるとともに改修の優先順位と時期の検討を進めてまいります。多額の財政負担が見込まれますことから、どのような規模、機能にするかについても検討を進めてまいります。

また、振興公社の経営状況を踏まえ、振興公社と連携しながらパンケの湯の持続可能な運営に向けて具体的に取り組んでまいります。

2点目のレストランの運営につきましては、ご指摘のとおり来館者に喜ばれるメニュー開発とおもてなしの心を大切にされた営業が重要であることから、連泊される方のメニューにつきましては内容を一部変更して提供したり、各種宴会や宿泊の夕食膳では要望を確認し、季節ごとの食材を生かしたメニューとして、例えば春の山菜の時期にはウドの天ぷらやかき揚げ、酢みそあえ、フキやタケノコの料理など旬の食材を生かしたメニューを提供しております。また、レストランでは通常の定番メニューに加え、ほぼ毎月新たなメニューを期間限定として提供しており、ソースカツ丼や各種ミニ丼など定番メニューとなったものもございます。

新たなメニューの開発については、協力隊にも各自の重要な任務がございますので、協力隊の連携につきましては無理のない範囲でアイデア提供をいただくなど、参考にさせていただきながらパンケの湯の料理長が中心となり進めていくこととしております。さらに、協

力隊が作成したお菓子等についても販売していく予定となっております。

パンケの湯のメニューや特色ある料理については、効果的に周知するためパンケの湯のホームページや営業の中で季節ごとのメニュー、宿泊客向けのメニュー、管内イベントも含め積極的に情報発信するよう申し伝えますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹 木 笑 子 議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可を得られましたので、通告に従いまして町営住宅のクーラー設置について質問いたします。

近年の地球温暖化に伴う北海道の猛暑はかつての暑さ対策の域を越え、自宅での熱中症対策は切実な問題としてクーラー設置は不可欠と考えます。本町の町営住宅入居世帯数は、総世帯数の約41.3%と半数近くを占められ、そのうち高齢者世帯が大半と推測されます。この数字からも本町の高齢者の半数は町営住宅に住まわれていることになります。町営住宅のクーラーは、建物附属設備とされていません。クーラー設置に関しては住居者の自己負担で、原状復旧が条件とされています。地区、棟によっては異なりますが、クーラーの設置実績は1割程度にとどまっている現状です。理由として、高額な費用を要することから、いつまで居住できるかと考えると設置に至らない、退去時の撤去費用も負担であるとの声が聞かれます。

町では、近年猛暑日には町内11か所に涼みどころを開設、熱中症対策にとどまらず地域の集い、憩いの場としても活用されたと考えます。一方、開設時間が10時から15時と猛暑の時間帯を移動することになり、外出を控える方や移動が困難で見合わせるなど、自宅で過ごすとの声も多く聞かれました。執行方針に示されています快適で住みよいまちづくり、住環境の整備は、人口減少対策や定住促進、ひいては誰もが健康で安心して暮らしやすい町づくりにもつながると考えます。これらの観点から、町営住宅のクーラー設置へのサポートの仕組みが必要と考えます。全戸への設置は多額の費用、家賃への影響が考えられることから、希望者に対して町が設置費用を負担し、それを家賃に上乗せして回収する減価償却方式、あるいは町が上限を設定し、費用の一部の補助などはいかがでしょうか。

また、SDGsの観点からも退去時の原状復旧は使用可能なエアコンについては次の入居者のための残置物として町が譲り受けるなどの処置はいかがでしょうか。既に命を守るセーフティーネットとしてエアコン設備補助金制度を導入している自治体もあります。町営住宅のクーラー設置へのサポートについての考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 3番、笹木議員のご質問、町営住宅のクーラー設置についてお答えいたします。

本町の公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者の方々に住まいを提供する目的で国の交付金を活用し、建設及び維持管理に要する経費の縮減を図りながら、生活に必要な一定の設備を備え建設してまいりました。そのため、ストーブやエアコンの設置につきましては、公営住宅の在り方と目的に沿った上で入居者の負担としているところでございます。現在公営住宅にエアコンを設置の際は、入居者から模様替え承認申請書を提出していただき、退去時に撤去することを条件に設置の承認をしているところでございます。

町内におけるエアコンの設置状況につきましては、設置費用が高額であることに加え、本町は比較的冷涼な気候であり使用期間が限られていること、またエアコン設置に伴い契約アンペア数の変更や電気使用量の増加が見込まれ、電気料金の負担が増えることなどの要因から普及率が高くないと推察されます。

議員が申し上げられましたとおり、公営住宅の全戸にエアコンを設置することができれば暑さ対策として有効な方法と考えます。しかしながら、多額の設置費用と既存の電気設備の大幅な改修が必要となり、その経費を家賃に反映した場合、入居者の方々の負担増を招くこととなり、公営住宅法の趣旨を鑑みますと現時点での導入は困難であると考えます。

また、入居者が設置したエアコンを退去時に町へ譲渡される案につきましては、町の所有になった場合、故障や騒音、性能低下などトラブルへの対応が予想され、これまでも入居者により備え付けられました家電の故障に対して町の負担で更新した事例もございます。その対応に苦慮しているのが現状であります。

エアコン設置補助金制度につきましては、これまで申し上げたような課題を抱えており、一般住宅との公平性を考えますと現在のところ創設する予定はございませんが、高温が予想された場合は各町自治会と協議して熱中症警戒アラートの発生の有無にかかわらず涼みどころの柔軟な運用を図りながら今後も熱中症予防対策として継続してまいりますとともに、制度創設につきましては今後の猛暑の状況や近隣自治体の取組を注視しながら検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 制度上の課題ということを理解いたしました。たしか昨年ですが、小澤議員から社会的弱者に対してのクーラー助成という質問がありました。その折に将来的な気象変動や猛暑の状況に応じて検討するという答弁をなされたと思います。それも含めまして段階的で高齢者世帯とか、健康に配慮が必要な世帯の支援なども含めて今後取り組んでいただきたい、要望になりますが、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋成和） 再質問ではなくて要望ということでよろしいですか。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 要望ですが、それについて何かありましたらお聞かせください。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま建設環境課長の答弁の最後のほうになりますが、制度創設に

については今後の猛暑の状況や近隣自治体の取組を注視しながら検討してまいりますと答弁をさせていただいております。既に今年度小樽市が新たに制度を創設したというのは新聞報道等で聞いております。ただ、昨年、令和7年度の第1回の定例会での小澤議員の質問に答えてまだ1年ぐらいしか経っておりません。猛暑の状況についても今後、今年も暑くなるという予報は出ておりますが、この1年でまだ少し判断は早いかなと思っております。

それと、他自治体の制度についても基本的に50%という2分の1の補助をしますとなっておりますが、実際には限度額が設定されていて、そこまで達していないのも現状です。

また、希望者は全員ではないのです。上限個数の制限、もしくは予算の範囲内の流れもございますので、しっかりと見極めながら建設環境課長の答弁にありますとおり今後の状況、近隣の状況も踏まえて検討してまいります。

○議長（高橋成和） 笹木議員、ただいまの奥山町長の答弁でよろしいですか。

○3番（笹木笑子） ありがとうございました。

○議長（高橋成和） それでは、ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、住宅用火災警報器、以下住警器について質問いたします。

消防法の改正により、2011年6月までに全ての住宅に住警器の設置が義務づけられてから今年で15年が経過しました。総務省消防庁の統計からも住警器が適切に設置されている場合は、未設置の場合に比べて火災による死者数や損害額がおおむね半減するという効果を実証されています。特に高齢化や単身高齢者世帯の増加が顕著な本町においては、町民の尊い命と財産を守る住警器の普及及び防災意識の向上は極めて重要な課題と言えます。こうした中、消防支署や消防団による予防査察、広報活動等のご尽力に対し深く敬意を表する次第であります。

とりわけ令和6年度から7年度の予防査察記録によると、調査対象世帯となった532世帯のうち設置済世帯は365世帯でした。そのうち30.1%に当たる110世帯において設置から10年を超過した住警器の使用が確認されました。設置義務化から15年経過した今、多くの住警器が既に電池切れやセンサーが寿命を迎えている可能性が極めて高いと指摘されています。メーカーが推奨する本体の寿命は10年ですが、これを超過していても外見では作動状態の判断はできません。また、10年未満であっても正常に作動していない可能性があり、いざというときに作動せず最悪の事態を招くリスクがあります。一方、リスク回避のため定期的な動作確認が求められますが、その確認に伴う高所での点検作業や本体の更新作業が自力では困難な高齢者世帯が増えている状況があります。

そこで、未設置世帯への普及をはじめ、これまでの取組にとどめることなく現状認識を共有し、更新促進の啓発活動の展開や高齢者世帯への支援策を講じるなど、町民の安全、安心

を守る取組をさらに前へ進めてはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷺尾副町長。

○副町長（鷺尾仁志） 4番、小澤議員のご質問、住宅用火災警報器（住警器）についてお答えいたします。

住宅用火災警報器、以下住警器の設置義務から15年が経過し、これまで砂川地区広域消防組合上砂川支署及び上砂川消防団においては住民の方の任意協力の下、町内各地区における設置調査を継続して実施しており、設置場所の確認や設置経過年数、作動点検の実施状況など対面での聞き取りを行っております。その際、10年を経過した住警器については早期交換を、点検が未実施の場合は定期的な点検を実施するよう指導に当たるとともに、未設置住宅に対しましても設置義務の周知と奏功事例の紹介を通じ、設置の勧奨活動に努めているところであります。

上砂川支署における今後の更新に係る促進方針につきましては、これまでの取組を引き続き行っていくこと、また設置から10年未満であっても機械の不具合が生じている可能性があるため、町広報紙や町公式ラインを活用し、定期的な注意喚起を行うほか、一人暮らしの高齢者には福祉課が所管する緊急通報装置設置事業の普及活動にも取り組んでいただける意向が示されておりますので、本町といたしましても連携を図りながら共同での取組を進めていきたいと考えております。

なお、高齢者世帯に係る住警器取付け支援などの在り方につきましては、消防組合の方針に関わる事項でもございますので、足並みをそろえて判断してまいりたいと考えております。

最後に、町営住宅における住警器の設置につきましては、設置義務者である町が責任を持ち、今後も適正な維持管理に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 今副町長のほうからご答弁いただきました。まず、本町における住警器の設置率ですが、予防査察記録から68%前後と予想され、一定の水準は維持されていると思われますが、全国平均が84.9%と大きな開きがあります。住警器は先ほど申し述べたように町民の尊い命と財産を守るためのものですので、何とかこの設置率向上に向けた有効な対策を講じていただけますよう要望いたしまして質問を終わります。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 今要望ということで、要望についてはお受けいたしますが、今ほど副町長が答弁しましたとおり、この関係については砂川地区広域消防組合の管轄になりますので、今の要望については組合にお話はいたしますが、町で独自でやるとなると消防組合4市町でやっていますので、統一した取組という形を取らなければいけないことも考えられますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの奥山町長の答弁でよろしいですか。

○４番（小澤一文） はい、終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第３１号 議案第３２号 議案第３３号

○議長（高橋成和） 次、日程第５、議案第31号から日程第７、議案第33号につきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第５、議案第31号 令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第３号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第６、議案第32号 令和８年度上砂川町水道事業会計補正予算（第２号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和８年度上砂川町水道事業会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第33号 令和8年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和8年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（高橋成和） 日程第10、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様

提出議員 吉 川 洋

賛成議員 伊 藤 充 章

小 澤 一 文

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充
実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減

災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2. 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、A I 技術や I C T 等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様

提出議員 藏 根 高 史

賛成議員 越 前 等

石 田 浩 二

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により、生活が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で、道内の全労働者216万5,000人のうち、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局および北海道最低賃金審議会においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（いずれも令和7年6月13日閣議決定）で示されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域格差についても是正を図ること。
2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
3. 設定する最低賃金は、2. で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
4. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和

提出先 北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、引き続きご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様

提出議員 藏 根 高 史

賛成議員 越 前 等

石 田 浩 二

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をは

じめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 公立病院の8割が赤字と言われる中、人口減少が進む本町では診療所が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
6. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
7. 地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年6月19日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和8年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時01分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章